

人権擁護委員の日について

「人権擁護委員の日」をご存じですか。

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。全国人権擁護委員連合会では、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日を中心として特設の人権相談所を開設するなど、一層の人権尊重思想の普及高揚に努めることとしております。

南関町には、南関町長から推薦されて、法務大臣から委嘱を受けた次の人権擁護委員がいます。

竹元 真貴さん
大木 義隆さん
宮崎 みどりさん
堀 賢司さん

相談は無料で、秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

「みんなの人権110番 0570-003-110」又は「インターネット人権相談窓口 <https://www.jinken.go.jp/>」をご利用ください。

☎ 税務住民課 住民係 ☎57-8502

令和8年度 第1回 教育委員会定例会について

令和8年4月17日午前9時30分から、「令和8年度第1回教育委員会定例会」を開催しました。

(議事内容)

- 経過報告と今後の行事予定
- 町関係・当面する教育上の諸問題について
 - 令和8年度の重点取組について
 - 令和8年度南関町学校教育基本構想について
 - 令和8年度南関町小・中学校業務改善の方針・計画について
- その他

議事詳細については議事録の開示を行いますので、教育課学校教育係までご連絡ください。

また、教育委員会は傍聴することができますので、希望される方はご相談ください。

☎ 教育課 学校教育係 ☎53-0201

令和8年度 男性クッキング教室のご案内

中高年の男性を対象にクッキング教室を開催します。主に基礎的な料理や健康の話をしします。お気軽にご参加ください。

- と き 6月25日(木)、8月20日(木)、10月1日(木)、11月26日(木)、12月17日(木)
午前10時30分～午後1時
- 場 所 南関町交流拠点施設〈ukara〉クッキングルーム
- 内 容 健康講話・調理実習
- 対象者 40歳以上の男性
- 参加費 年間2,000円
- 定 員 20人
- 申込方法 6月15日(月)までに電話で申し込んでください。
- 申込・問い合わせ先 健康推進課 保健予防係(保健センター)
☎53-3298



7月は「愛の血液助け合い運動」の期間です。400mL献血・成分献血にご協力ください。みんなで、献血の輪を広げましょう!

献血は身近でできるボランティア活動です



けんけつちゃん



©2010 熊本県くまモン

南関町農作業等標準労働賃金について

南関町農業委員会では、令和八年四月十日に農業委員で協議を実施した結果、農作業等標準労働賃金を左記のとおり決定しましたのでお知らせします。

なお、この金額は、農家のみなさんが農作業等を委託または受託される時の目安ですので、双方の話し合いのうえ決定してください。

南関町農作業等標準労働賃金

単位:円(税込)

作業項目	単 位	金額(円)	備 考
一般農作業	1日	8,300	1日=8時間、熊本県最低賃金:1,034円(1時間)
荒起こし(1回目)	10a当	7,000	ほ場整備済の田
		8,400	未整備田
2回目以降耕耘	10a当	5,000	ほ場整備済の田
		6,000	未整備田
代かき(たてよこ1回ずつ)	10a当	7,000	ほ場整備済の田
		8,400	未整備田
肥料散布	10a当	1,000	肥料は委託者が準備
肥料・農薬散布	10a当	1,500	肥料・農薬は委託者が準備
機械田植 (苗は作業委託者が準備)	10a当	7,000	ほ場整備済の田
		8,400	未整備田
畑耕耘	10a当	5,000	
バインダー・稲刈	10a当	9,000	紐は受託者で準備
脱 穀	10a当	8,000	
コンバイン刈取	10a当	15,000	ほ場整備済の田
		18,000	未整備田
		18,000	ほ場整備済の田
		21,600	未整備田
生籾運搬	10a当	1,000	
		700	掛け干し
乾燥(籾摺り一連)	30kg当	1,000	生 籾
		450	
畦塗り	1m当	70	

- 農業機械使用にともなう燃料は、機械持ちとなります。
- 熊本県最低賃金の効力発生日は、令和8年1月1日からです。
- 最低賃金が改定され、作業賃金が最低賃金を下回る場合は、最低賃金の額に読み替えるものとします。

☎ 農業委員会 ☎57-8509

これらは不法投棄物です!

みんなが快適に暮らせるよう、ポイ捨て(不法投棄)をなくしましょう

不法投棄は人目につきにくい山林や田畑、管理されていない土地、柵や囲いが無い場所で多く発生しています。土地の管理者の方は、不法投棄をされないように適切な管理を心がけましょう。

【不法投棄物の一部】



南関町では廃棄物の不法投棄を未然に防止するとともに、皆様の生活環境の保全を図り清潔で美しいまちづくりを目指すため「廃棄物不法投棄防止監視員」制度を設け、8名の方を監視員として委嘱しており、毎月定期的に町内を巡回しています。また、監視カメラを設置し監視を強化しています。

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】

廃棄物を不法に投棄した者は、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金に処せられることがあります。

☎ 税務住民課 環境対策係 ☎57-8579